

# 高圧ガス（液石）販売事業の手続きについて

## 1 法令等

### (1) 法20条の4（販売事業の届出）

- ① 販売所ごとに、事業開始の20日前までに都道府県知事に提出
- ② 提出を要しない場合
  - ア) 第1種製造者がその事業所で製造した高圧ガスをその事業所で販売する場合
  - イ) 次の高圧ガスを常時容積5m<sup>3</sup>未満の貯蔵数量で販売する場合〔令6条〕
    - ・ 医療用の高圧ガス（但し、在宅酸素療法用の液化酸素は届出が必要）
    - ・ 内容積300m<sup>3</sup>以下の容器内において、温度35℃で圧力2.0MPa以下の高圧ガス
    - ・ 消火器内における高圧ガス
    - ・ 内容積1.2l以下の容器内における液化フルオロカーボン
    - ・ 自動車又はその部分品内における高圧ガス
    - ・ 大臣が定める緩衝装置内における高圧ガス  
(エア・サスペンション、ショックアブソーバ、アキュムレータ 等)

### (2) 液石則38条（販売業者に係る販売の事業の届出）

- ① 様式第21の「高圧ガス販売事業届書」による
- ② 添付書類（遺贈又は営業の譲渡により販売事業継続の場合省略可）
  - ア) 販売の目的を記載したもの「例 ○○町の区域の事業所数○に対する販売」
  - イ) 技術上の基準（法20条の6第1項）に関する事項を記載したもの

### (3) 法20条の6第1項（販売の方法） → 液石則41条（販売業者等に係る技術上の基準）

- ① 引渡し先の保安状況を明記した台帳を備える
- ② 充填容器等の引渡しは、使用上支障のある腐食、割れ、すじ、しわ等がなく、かつ、漏洩していないものをもってする
- ③ 充填容器等の引渡しは、充填期限（容器則24条）を6カ月以上経過せず、かつ、その旨を明示したものをもってする
- ④ 燃料用の液化石油ガスを消費者に販売する際、次の消費設備基準に適合すること（工業用燃料は除く）
  - ア) 充填容器等には、設置位置から2m以内にある火気を遮る措置、かつ、屋外設置
  - イ) 充填容器等には、湿気、水滴等による腐食を防止するための措置
  - ウ) 充填容器等は、常に温度40℃以下に保つ
  - エ) 充填容器等には、転落・転倒等による衝撃の防止措置（5kg以下のものを除く）
  - オ) 充填容器等と閉止弁の間には、耐圧試験（2.6MPa以上）と気密試験（1.6MPa以上）に合格する調整器を設置
  - カ) 配管は、耐圧試験（充填容器と調整器間は2.6MPa以上、調整器と閉止弁間は0.8MPa以上）に合格する管もしくは同等以上の試験に合格する管を使用
  - キ) 硬質管以外の管と硬質管又は調整器の接続部は、ホースバンドで締付又は継手設置
- ⑤ 燃料用の液化石油ガスを消費者に販売する者は、配管の気密試験のための器具又は設備（空気ポンプ、水柱用マンオメータ等）を備える

**(4) 法15条(貯蔵の基準)**

**① 容器による貯蔵の基準 [液石則19条(貯蔵の方法に係る技術上の基準)第2号]**

- ア) 車両等に固定・積載して貯蔵しない
- イ) 通風の良い場所で貯蔵

**② 容器置場の基準 [液石則6条第2項第7号]**

- ア) 充填容器、残ガス容器に区分して容器置場に置く
- イ) 計量器等作業に必要な物以外置かない
- ウ) 周囲2m以内の火気使用禁止、引火・発火性の物を置かない(又は障壁構造等)
- エ) 充填容器等は、常に温度40℃以下に保つ
- オ) 転倒・転落によるバルブ損傷防止措置、かつ粗暴な取扱いをしない
- カ) 携帯電燈以外の燈火を持ち込まない

\* 貯蔵所としての許可・届出の該当施設は別途基準に基づいた手続き必要

**(5) 法20条の5(周知させる義務等) → 液石則39条(周知の義務)・40条**

★周知が不要な高圧ガス購入者 → 第一種製造者、販売業者、特定高圧ガス消費者、車両用燃料として消費する者

★販売契約時及び周知後1年以上経過して高圧ガスを引き渡したときごとに周知が必要

**① 周知が必要なガスの種類(液石則40条第1項)**

溶接又は熱切断用の液化石油ガス、燃料用の液化石油ガス

**② 周知事項(液石則40条第2項)**

高圧ガスによる災害の発生の防止に関し必要な次のもの

- ア) 消費設備の液化石油ガスに対する適応性に関する基本的な事項
- イ) 消費設備の操作、管理、点検に関し注意すべき基本的な事項
- ウ) 消費設備を使用する場所の環境に関する基本的な事項
- エ) 消費設備の変更に関し注意すべき基本的な事項
- オ) 液化石油ガスによる災害が発生又は発生するおそれがある場合に、消費者がとるべき緊急の措置及び販売業者等に対する連絡に関する基本的な事項
- カ) その他、液化石油ガスの災害の発生の防止に関し必要な事項

**(6) 法28条(販売主任者) → 液石則70・72条(販売主任者の選任等)**

販売所ごとに選任し(選任した際は遅滞なく届出)、高圧ガスの販売に係る保安に関する業務を管理させる

**① 資格**

甲種化学・乙種化学・甲種機械・乙種機械・丙種化学責任者免状又は第二種販売主任者免状のいずれかの交付を受けており、製造又は販売に関し6月以上の経験(又は同等以上の経験)

**② 届出**

様式第34 高圧ガス販売主任者届書、免状の写し等(別途手続きとする)

## 2 手続き（販売業者）

### （1）提出書類

様式第21「高圧ガス販売事業届書」

### （2）添付書類

- ① 別様式1「販売所の明細（液石）」
- ② 別様式2「販売所案内図」
- ③ 販売台帳、消費先保安台帳 等（その他販売に必要な帳簿等も含む）  
帳簿 → ○高圧ガスを容器により授受した場合  
ア) 充填容器の記号及び番号  
イ) 充填容器ごとの高圧ガスの種類及び充填圧力  
（液化ガスについては、充填質量）  
ウ) 授受先並びに授受年月日  
○周知を行った場合  
ア) 周知に係る消費者の氏名又は名称及び住所  
イ) 周知をした者の氏名  
ウ) 周知の年月日
- ④ 容器置き場の概要（図面および写真 等）  
注）容器置き場の面積（ $m^2$ ）、最大貯蔵量（ $m^3$ ）、構造を記載すること
- ⑤ 周知文（必要な場合のみ）
- ⑥ その他必要とみなされるもの（法人の場合：定款 及び 登記簿謄本 等）

### （3）提出部数

正副2部（副本はコピー可）

### （4）提出方法

- ① 事前に電話等により予約のうえ、当課まで持参
- ② 書類が完備されている場合、副本は入件印押印後返却  
（事業者で大切に保管してください。）

## 【 提出・問い合わせ先 】

山梨県防災局消防保安課（ 県庁防災新館4階 ） 保安管理担当

提出時には事前に電話で予約してください。

電話番号：055-223-1434（直通）

(604)

様式第21 (第38条関係)

高圧ガス販売事業届書	液石	× 整理番号	
		× 受理年月日	年 月 日
名称 (販売所の名称を含む。)			
事務所 (本社) 所在地	〒 電話番号 :		
販売所所在地	〒 電話番号 :		

年 月 日

代表者 氏 名

山梨県知事

殿

連絡担当者 :

電話番号 :

- 
- 備考 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。  
2 ×印の項は記載しないこと。

## 販売所の明細 (液石)

1 販売の目的			
(1) 販売用途 *該当に○	溶接・溶断・燃料用 その他 ( )		
(2) 販売形態 *該当に○	容器 (カド <sup>レ</sup> ルを含む) ローリー (長尺容器含む) その他 ( )		
(3) 販売方法	購入先	メーカー名	
		名 称	
		住 所	
	販売先 *該当に○	販売店・工事業者 (建設会社等) ・事業所 (工場等) その他 ( )	
(4) 販売所位置	別添案内図のとおり		
(5) 容器置場 又は貯蔵所	所 在 地		
	販 売 所 と の 関 係 *該当に○	同一敷地内, 同一敷地外 ( m) 他者委託 (別添委託契約書のとおり)	
	貯 蔵 ガ ス の 容 積	□	
	位 置 ・ 構 造	別添図面及び写真のとおり	
2 販売基準			
(1) 保安台帳等	別添 ( ) のとおり		
(2) 引渡し			
(3) 消費設備 (燃料用) (工業用燃料を除く)			
(5) 配管 (燃料用) (工業用燃料を除く)	6 の気密試験用器具又は設備を備える		

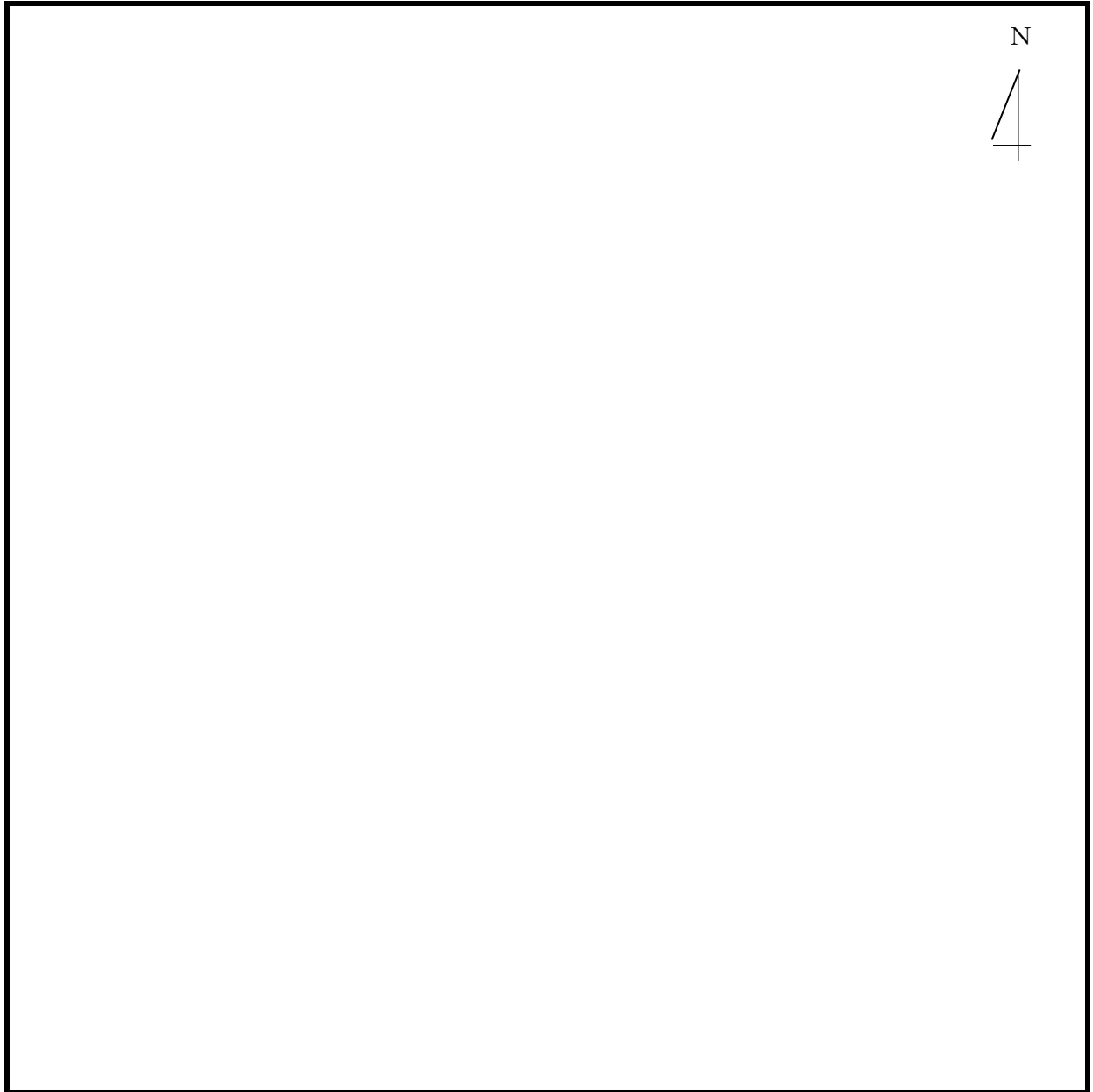
3 容器による貯蔵の基準															
4 容器置場の基準															
5 周知	別添周知内容のとおり														
6 気密試験のための設備 *該当に○	<table border="0"> <tr> <td>ガス検知器</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>石鹼水</td> <td>有・無</td> </tr> <tr> <td>マンメータ（水柱用）</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>圧力計</td> <td>個</td> </tr> <tr> <td>空気ポンプ</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>計量器</td> <td>台</td> </tr> <tr> <td>その他（</td> <td>）</td> </tr> </table>	ガス検知器	個	石鹼水	有・無	マンメータ（水柱用）	個	圧力計	個	空気ポンプ	台	計量器	台	その他（	）
ガス検知器	個														
石鹼水	有・無														
マンメータ（水柱用）	個														
圧力計	個														
空気ポンプ	台														
計量器	台														
その他（	）														
7 その他															

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
  - 2 必要でない項は抹消すること。
  - 3 販売業者が法人の場合は、定款及び登記簿謄本等を添付すること。
  - 4 購入先が複数ある場合は、別葉に記載すること。

(604)  
別様式2

## 販売所案内図

販売所の名称： \_\_\_\_\_



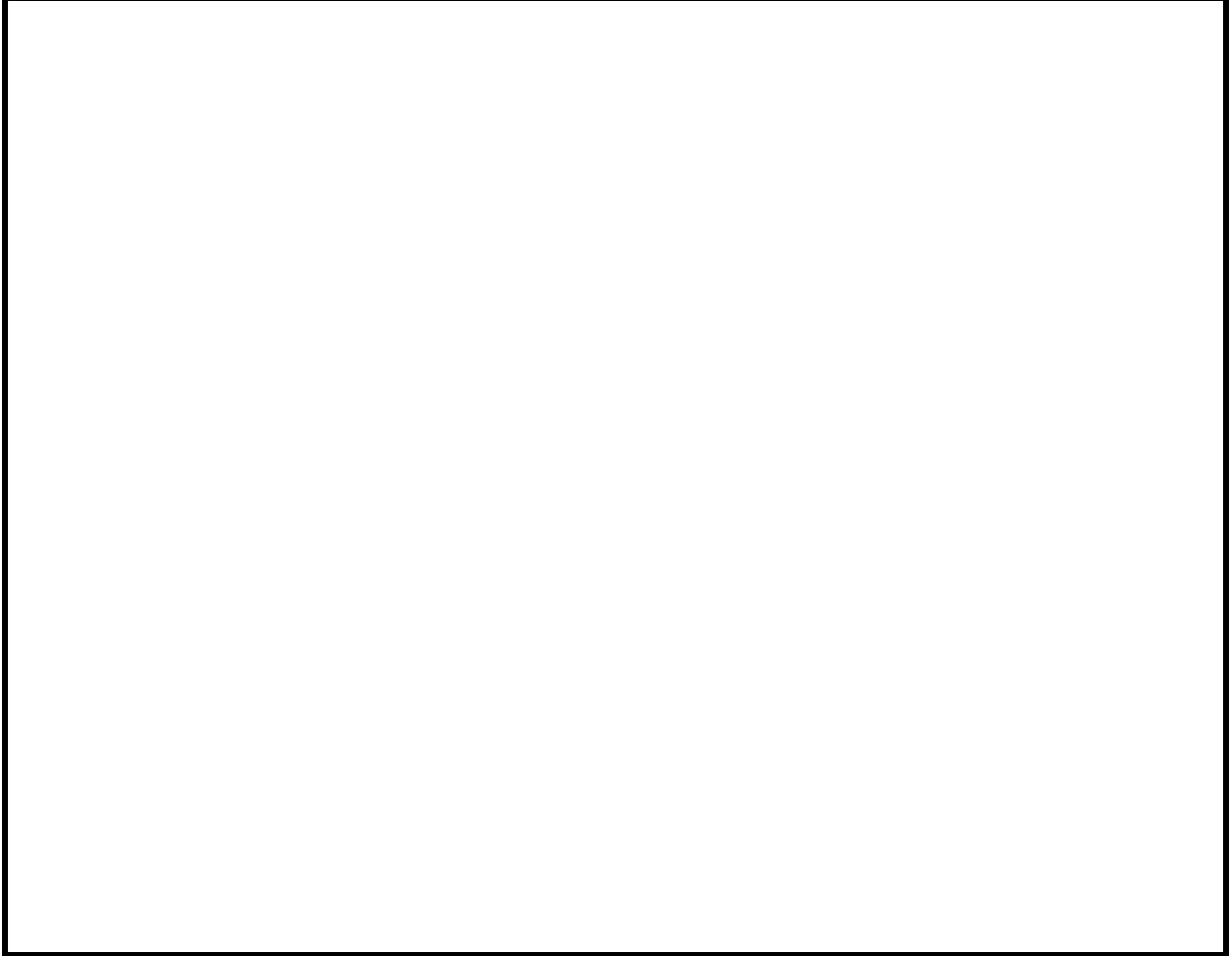
\* 自動車を使用する場合の道順

\* 交通機関を使用する場合の道順

# 容器置場の概要

置場面積 \_\_\_\_\_ m<sup>2</sup>

容器置場の配置図





容器置場の写真

